

## 医療機関へのお願い

日頃は、一時預かり事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。一時預かりでは、食物アレルギーのある乳幼児に対して、食物アレルギー対応食を提供しています。食物アレルギーの子どもが増えている中、これらの対応を適切に行うためには、乳幼児の食物アレルギーについて医療機関における正確な診断を把握し、一人ひとりの実態に合わせた対応が必要であると考えております。

さて、この度食物アレルギーについて、保護者から一時預かり事業所に「一時預かりにおけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」（参考様式）を提出していただくことにいたしました。つきましては、上記様式を保護者が持参いたしましたら、食物アレルギーの検査・診断の結果に基づき、記入をお願いいたします。なお、「診断・検査に関しては、保険の適用になること」や「上記様式の作成には、文書料が必要になること」については、保護者に伝えてありますのでよろしくお願いいたします。

令和5年1月16日

NPO 法人 次世代健全育成サポート あひるっこ  
健康ドーム 一時預かり

0568-22-1125